

小城市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例（案）について

人権・同和対策室

（趣旨）

消費者安全法第 10 条の 2 第 1 項の規定に基づき、小城市消費生活センターの組織及び運営並びに情報の安全管理に関する事項について定めるもの。

主な内容

1、消費生活センターの名称及び住所の公示

名称 小城市消費生活センター
位置 小城市三日月町長神田 2312 番地 2

2、開設日及び時間

開設日 月曜日・火曜日・水曜日・金曜日
開設時間 9 時 30 分から 16 時 30 分

3、消費生活センター職員

消費生活センター長及び職員を置く。

4、消費生活相談員の配置

消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律附則第 3 条の規定により合格したとみなされるものを含む）を消費生活相談員として置く。

5、職員に対する研修

相談事務に従事する職員に対し、研修の機会を確保する。

6、情報の安全管理

消費生活相談等の事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の情報の適切な管理のため必要な措置を講じるものとする。

小城市においては、平成 25 年 4 月 1 日より、小城市消費生活センターを設置しておりますが、消費者安全法の一部改正が、平成 28 年 4 月 1 日施行されることに伴い、条例化するもの。